

諸規程改定

会費免除に関する規程	
旧	新
(その他の免除) 第5条 本会会員は、前条までに定めるもの 他、出産・育児等により、長期休業(概ね 1年)する場合には、申請により会費免 除の取扱いを受けることが出来る。	(その他の免除) 第5条 本会会員は、前条までに定めるもの 他、出産・育児等により、長期休業(概 ね1年)する場合には、申請により会費 免除の取扱いを受けることが出来る。 2 災害による被災の場合 <u>附則 3 この規程は、平成23年5月21日より 施行する。</u>